

JFC国籍確認訴訟ニュース

ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン
JFC(Japanese-Filipino Children)ネットワーク

No.1 2005年9月1日発行

【JFCを支えるネットワークとは？】

JFCを支えるネットワークはJapanese-Filipino Children(JFC)と呼ばれる日本人とフィリピン人との間に生まれた子どもたちを法的に支援しているNGOです。

私たちは1993年4月に「JFC 弁護団」が結成され、1994年5月に設立してから今年で11年目を向かえました。私たちは、10年間の活動を通して、JFCの子どもたちをめぐるさまざまなケースに関わり、さまざまな問題を抱えてきました。

【JFCの国籍の問題とは？】

JFCの抱える問題のひとつに認知の時期による国籍取得不可、または両親の婚姻状況による国籍の差異の問題があります。つまり、外国人母との間に生まれた婚外子は日本人の父親から胎児認知された場合、届出によって日本国籍を取得します。しかし、出生後に認知された子は日本国籍を取得できません。つまり、日本人母の婚外子は法律上の親子関係が出生によって当然生ずるとされているので、国籍法2条1項によって当然日本国籍を取得するのに対し、同じ日本人を親としながらも、日本人父の婚外子は、その父親から出生後認知を受けただけでは、国籍法2条1項の要件はもとより、国籍法3条の要件も満たさないため、日本国籍を取得することができないとされています。

基本的に国は、親子関係を通じて我が国と密接な関係を生じるという場合に国籍を付与するという立場を取っています。そして、胎児認知と出生後認知の取扱いに区別を設けた理由としては、父が胎児認知する場合と出生後認知をする場合には一般的に実質的な父子関係の結合の度合いが異なるためだとしています。

また、出生後認知の場合でも、両親の婚姻によって準正子が成立し(民法789条)、未成年の準正子は届出によって日本国籍取得が可能となります。しかしながら、国際化が進み、国際結婚も増え、価値観も多様化している現在、家族関係も多様化しており、非婚で子どもを設ける夫婦も増えています。そのため、「両親が婚姻しているかどうか」という子どもの意志ではどうにもならないことによって、子の国籍に差別をつけることは問題です。

【国籍確認訴訟を提起するに至った理由】

この問題については先例があり、大阪高裁で1998年に棄却判決を受け、その4年後の2002年11月22日には最高裁判所も棄却という判断がされました(平成14年11月22日第二小法廷判決平成10年(オ)第2190号国籍確認等請求事件判決)。

しかしながら、この判決には3人の(亀山、梶谷、滝井)裁判官による補足意見があり、国籍法3条(認知と父母の婚姻という準正による国籍取得)の規定には問題ありというものでした。

特に後者二人の裁判官は、以下の見解を示しています。

「現国籍法には合理的理由があるとはいうものの、今日、国際化がすすみ、価値観が多様化して家族の生活の態様も一様ではなく、それに応じて子どもとの関係も様々な変容を受けており、婚姻という外形を取ったかどうかということによってその緊密さを判断することは必ずしも現実に符合せず、親が婚姻しているかどうかによってその子が国籍を取得することができるかどうかにより差異を設けることに、格別の合理性を見いだすことは困難である」。

婚外子でも日本人の母の子には日本国籍があり、父から胎児認知を受けると日本国籍であるのに、国籍法3条が「婚姻」を条件に子どもに国籍を与えるのは、おかしいと指摘しています。

この裁判では、出生後認知された長女(フィリピン国籍)と胎児認知された次女(日本国籍)の認知の時期による差別を論点として争われ、敗訴しました。そのため、今回は、上述の裁判官の指摘にあるように、両親の婚姻状況によって子の国籍に差異をもうけることを問題として、国籍確認訴訟を提起しました。

【JFC 国籍確認訴訟提起】

2005年4月12日、原告となるJFCの子どもたち9人およびフィリピン人母が日本国籍の確認を求める訴えを東京地裁に集団で提訴しました。提訴後、裁判所記者クラブで記者会見を行いました。部屋には入れないほどの記者たちが集まり、この問題に対する関心の高さを感じました。

マスコミでも多く取り上げられ、全国紙のほとんどに掲載され、テレビ放映されました。ここでは紙面の都合上、朝日新聞の記事のみをご紹介します。

【弁論】

2005年7月15日、第1回期日がありました。原告の子どもたちとその母親、支援者(というより友人たち)で傍聴席は3分の2ほど埋まりました。あんなに法廷に子どもが多い裁判ははじめてでした。代理人は、濱野弁護士と近藤弁護士が出頭しました。

4人の原告(母親3人と子ども1人)が意見陳述をしました。傍聴席からはすすり上げる音も聞こえ、内容的にも訴えるものがあり、とても印象深い意見陳述になったと思います。

以下に4人の意見陳述をご紹介します。

1) 私は、1990年にはじめて来日しました。そして、東京にあるスナックバーで働いているときに、息子の父親と知合ったのです。子どもの父親はよい人だったので、私たちの関係はうまくいっていました。しかしながら、彼には妻がいましたので、私たちがいっしょになる機会はありませんでした。そしてまた、そのことが原因で、彼は息子を自分の子どもとして認知をするのを嫌がったのです。彼は、自分の家族に子どものことを知られるのが嫌だったのです。

あるNGOのおかげで、息子は父親に自分の子どもとして認知をしてもらうことができました。そして、息子は日本で在留してゆく権利を得ることができたのです。しかし、彼は一人の日本人になる権利を得ることはありませんでした。

現在、私の息子は小学校の4年生になりました。まだ幼い子どものことですから、日本人じゃない、という理由で同級生からいじめられることをつらく感じています。いじめの理由は彼の名前が外国人でカタカナで書くからだそうです。まだ幼い子どもの気持ちの中では、息子は自分自身を日本人だと思っています。それは、日本は自分が生まれ育っている場所であり、日本で日本語を母国語として身につけているからです。そしてそれは彼の周りにいる人々とまったく変わりありません。彼の将来の夢は、この日本でしっかりした仕事を持ち、自分自身の家族を持ちたいと思っています。

こうした理由から、私の息子に日本国籍を得る権利を与えていただきたく、私は今回裁判所にお願ひすることにしました。それは、息子の父親が日本人だということだけでなく、息子はこの国で彼の感情を発達させ、知性を養っているからでもあるのです。

私の息子が日本国籍を得るということは、彼がこの国で平等に生きてゆく権利を与えることなのです。息子が投票をする権利を得ることであり、公務員の仕事をするための自由を得ることであり、息子が自分自身のアイデンティティを確立することなのです。そして、息子が成長しているこの国で、日本国籍がないことを原因とする人種差別を取り除くためなのです。(ロレタさん、JFC10歳)

2) 私は息子の認知を求めて裁判を起し、勝訴することが出来ました。そのため、私ははっきり息子の父親はもう私たちとは関わりたくないだろうと思っていました。しかし、息子が幼稚園に入学前に父親は電話をしてきて、どんな様子かとたずねてきたのです。それを機に、息子は父親のことを知りました。そして、毎日、父親は仕事を終えて自分の自宅に帰宅前に、私たちの家に寄り、息子の学校の勉強を見てくれたり、宿題を教えてくれたりします。そして、ときどき、息子と父親は一緒に遊びに出かけています。

息子は父親と一緒にいるときはとても嬉しそうです。二人は長い時間一緒にいることが出来ないのに、父と一緒にいるとき息子は父の側から離れようとしません。

息子には幸せであって欲しいのです。しかしながら、息子はフィリピン人だということで学校でいじめにあっているのです。息子にはフィリピン人だということがよく理解できません。なぜなら、自分の父親は日本人ですし、そして、また自分は日本で生まれたからなのです。そして、息子の血は半分日本人なのです。息子は自分の言葉は日本語だけだと思っており、日本で成長し、日本

で仕事をして、日本で自分の家族を持つと思っています。それなのに、息子が一人の日本人だと認められず、日本国籍を得る権利を拒否されたとしたら、どうすればよいのでしょうか。

日本の政府だけでなく、日本国民の方々も、家族の問題に対して神経質になっているのを知っています。しかし、どうか、私の息子のように、ここ日本で生まれ育っている子どもたちがいること、そしてこうした子どもたちの将来について関心を寄せてください。私たちは子どもたちの親として、子どもたちによい将来を与えたいのです。どうか、子どもたちを失望させないで下さいますようお願いいたします。(オリヴィアさん、JFC8 歳)

3) こんにちは。私は樹梨杏(ジュリアン)です。樹梨杏の「樹(じゅ)」は樹木(じゅもく)の樹(じゅ)です。樹梨杏の「梨(り)」は梨(なし)です。樹梨杏の「杏(あん)」は杏仁豆腐(あんにと豆腐)の杏(あん)です。でも、パスポートではチットム・ジュリアンです。フィリピン国籍です。私は日本で生まれ日本で育っています。日本の学校に通っています。小学校6年生です。毎日、たのしく学校に行っています。友達もたくさんいます。お父さんのことは、一緒に暮らしてなくても優しい人です。月に1回か2回会っています。洋服を買ってくれたりおこづかいをくれます。お母さんは働き者です。毎日仕事に行っています。家に帰っても内職をやっています。私はお母さんが大好きです。私達みたいに日本で生まれ育ってお父さんも日本人なのに、なぜ日本国籍がもらえないのですか？ お父さんとお母さんは結婚していません。お父さんとお母さんは昔のことで何があったかわかりません。私は学校にいる人とかわりません。私の性格、考え方日本人です。国籍を下さい。(JFC11 歳)

4)私の娘は真正なる日本人の子どもですが、この子が本当に日本人の子どもだとの証明として認知を得るために私は闘わなければならなくなったのです。そして、この子が認知を得るまでにたくさんの困難を経験しました。

私は 13 年間、日本の国でオーバーステイをしていました。そして、1995 年当時、私が働いていたクラブで娘の父と知り合ったのです。私は数々の甘い言葉や約束を信じていました。そして、私は彼の子どもを妊娠したのです。私たちの幸せはずっと続いてゆくものだと思って疑いませんでした。しかし、そのときから私の人生における困難が始まったのです。

私が妊娠をしたと知った途端、彼は人が変わり、私にはもう会ってくれなくなりました。私はどうしてよいかわかりませんでした。一方、私のおなかは大きくなっていくばかりでした。そして、私はとにかく無事に子どもを生むために心を強く持とうとするだけでした。

ある NGO のおかげで、私は子どもの権利のために闘う決心をすることができました。そして私と娘は裁判に勝ち、裁判所は娘に認知を与える判決を出したのです。しかし、娘が認知を得ても、日本国籍を得られないとは思いませんでした。

2004 年 5 月、私はある日本人と知り合いました。彼はとてもまじめな人でした。私に子どもがいるにもかかわらず、彼は私に結婚を申し込んできました。私ははじめ冗談だと思っていました。しかし、この日本人男性は私と結婚してくれたのです。彼は娘を養子にし、本当に彼の子どもとして受け入れてくれました。彼は娘を本当の子どものように扱ってくれます。

彼はとても優しく、思いやりのある夫です。はじめは娘とうまくいかないのではないかと心配しました。しかし、二人はまったく問題なく仲良くやっています。他の日本人のように、仕事にとっても忙しく、朝早く仕事のために家を出て、夜遅く帰宅します。それでも、夫はなんとか家族のために時間を作ってくれ、私たち母子をよく遊びに連れて行ってくれます。私たちの家族のようなハッピーエンディングは映画の中だけのことかと思っていました。しかし、本当にこんなことは現実であり、それが私たちの今の生活なのです。

家族にとって最も大切なのは、お互いを愛し、信じあい、尊敬しあうことで、血のつながりは重要

なことではないと思います。私はジェイサの本当の父親と結婚することはできません。それは、私には夫があるからです。彼が私の夫であり、血のつながりはないとしても、彼が娘の本当の父親なのです。

どうか、私たちのご事情にご理解頂き、私の娘を日本人として認めてくださいますようお願い申し上げます。(リリベスさん、JFC8歳)

【2005年4月13日 国籍法違憲判決について】

2005年4月13日、内縁関係にある日本人男性とフィリピン人女性の間にも生まれたフィリピン国籍のJFC(7才)が、日本国籍の確認を求めた訴訟で、東京地裁は原告勝訴の判決を言い渡しました。このケースはJFCネットワークの事件ではなく、私たちが今回の集団訴訟をする以前に訴訟を起こしていました。いずれにしても、「両親が結婚していない事を理由に日本国籍を認めない国籍法第3条の規定は違憲」とする判決は画期的なことでした。

しかしながら、この判決が、「交流が密で家族としての共同生活が成立している」と、両親の良好な関係を強調した点が限界を示しています。同じ境遇にあっても、両親の関係が決裂しているケースは救済されません。「両親の関係」という非常に不安定な要素および善し悪しを判断することが非常に難しい要素で、子どもの国籍が左右されるのは問題です。

私たちは、「両親の関係がどうであれ、父から認知された子どもは平等に日本国籍を与えられるべき」という主張をしてゆきます。

私たちの活動を支えてください！！

現在、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちがとても増えています。その中には両親がさまざまな理由で結婚していないケースがたくさんあります。こうした子どもたちのほとんどが、日本で生まれ、日本で育ち、日本の学校に通い、日本語しか話すことができず、「お母さんがフィリピン人」ということ以外、他の日本人の子どもたちとほとんど同じ生活を送っています。

しかし、こうしたJFCの子どもたちは、生まれたときから外国人として扱われ、この日本社会で生きてゆかなければなりません。

選挙権も被選挙権もなく、日本の政治に参加する権利さえ妨げられています。基本的に管理職以上の公務員になることもできません。

私たちが、今回の国籍確認訴訟を集団訴訟した理由は、私たちの子どもたちのためだけではなく、同じ境遇にあるすべての子どもたちのためなのです。

私たちは、この問題を日本の国内だけでなく、海外にも広く訴え、多くの人達に関心を持ってもらい、日本の法律を変えるための活動を続けてゆきたいと思っています。

しかし、私たち9人のほとんどが母子家庭であり、生活には余裕がなく、とても大変です。それでも、子どもたちのために、弁護士費用や裁判費用もできる範囲で分割で払い、活動しています。

ニュースレターの紙代や発送費、地方まわりの際の交通費などもろもろの費用がかなりの負担となってきました。

どうか、同じ境遇にあるすべての子どもたちのために、私たちの活動を支えてください！ 私たちは随時ご寄付を受け付けております。

銀行&支店名:りそな銀行 市ヶ谷支店

口座番号:1651914 口座名義:JFC国籍確認訴訟原告団

<問い合わせ先>

原告団代表:ロレタ・ラミレス・リゴン(Lorreta Ramires Ligon)

電話番号:080-3000-3603

支援団体:JFC(Japanese-Filipino Children)を支えるネットワーク

住所:〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-34 HK ハイム 303 Tel & Fax:03-3264-4272

ホームページ:<http://www.jca.ax.apc.org/jfcnet>

英文:<http://www.jca.apc.org/jfcnet/english/>